

平成20年3月5日
財団法人九州システム情報技術研究所

大連理工大学ソフトウェア学院との 研究交流に関する覚書（MOU）の締結について

1. 概要

このたび、財団法人九州システム情報技術研究所の第2研究室（室長 櫻井幸一九州大学大学院教授）は、大連理工大学ソフトウェア学院（SSDUT : School of Software of Dalian University of Technology）（副院長 ^{リーミンチュウ}李明楚（MingChu Li）教授）との間で、情報セキュリティ分野での研究交流の覚書を締結しました。

情報セキュリティについては、暗号化アルゴリズム、電子署名技術などの基礎分野からネットワークのセキュリティ技術のような応用分野まで幅が広く、国際標準化活動が活発なこともあり、国際的に連携して研究を進めていくことが不可欠です。これまで ISIT では、韓国、中国、インド、台湾、シンガポールにある8つの大学・研究機関^(注1)と MOU (Memorandum of Understanding)や RCA (Agreement for Research Collaboration) を締結してきました。今回の大連理工大学ソフトウェア学院とも MOU を締結することで更なる国際的な連携を強化していきます。

2. 覚書締結について

- (1) 締結日 2008年3月3日
- (2) 締結場所 大連理工大学
- (3) 締結当事者

ISIT 側 第2研究室 室長 櫻井幸一九州大学大学院教授

大連理工大学ソフトウェア学院 副院長 李明楚（MingChu Li）教授

- (4) 覚書の内容 別紙要旨参照

3. 提携による主な活動内容

情報交換, 相互研究訪問, 共同セミナー, 国際共同研究等

4. 参考

大連理工大学ソフトウェア学院（SSDUT : School of Software of Dalian University of Technology）は、2001年に設立されました。大連理工大学（1949年創立、中国の理工系大学の中ではトップレベルの名門校）には17の学院があり、ソフトウェア学院はその中の1つです。ソフトウェア学院のキャンパスは他学院とは独立しており、大連経済技術開発区にあります。大連経済技術開発区は、1984年に設置された中国の最初の全国的な経済、および技術的な開発ゾーンのうちの一つで、そこにはパナソニックコミュニケーションズ

株式会社（本社：福岡）をはじめ、日立、富士通など日系企業がソフトウェア開発のために進出しています。ソフトウェア学院には、学生は約 3700 名（修士含む）、常勤講師は 55 名、非常勤講師（成功した企業の社長やマネージャー、優秀な研究者）が 100 名以上在籍し、優秀なソフトウェア技術者が育成されています。そのため、本学院はソフトウェア教育・産業への大きな影響力を持っています。

関連 Web サイトの URL

大連理工大学ソフトウェア学院 (SSDUT) : <http://ssdut.dlut.edu.cn/>

(注1) これまでに ISIT と研究交流に関する覚書を締結した大学・研究機関

- | | |
|--------|---|
| 韓国 | ・電子通信研究院 (ETRI) : MOU 締結
・韓南大学 セキュリティ技術研究センター (SERC) : MOU 締結
・成均館大学校 (SKKU) : MOU 締結 |
| 中国 | ・清華大学 情報システムセキュリティ研究室 (ISSL) : MOU 締結 |
| インド | ・インド暗号学会 (CRSIND) : MOU 締結 |
| 台湾 | ・台湾情報セキュリティセンター (TWISC) : MOU 締結
・国立台湾科技大学管理学院 (School of Management, NTUST) : MOU 締結 |
| シンガポール | ・シンガポール国立インフォコム研究所 (I2R) : RCA 締結 |
-
-

※財団法人九州システム情報技術研究所 (ISIT) ……1995 年 (平成 7 年) 12 月設立された福岡市の外郭団体。
所在地、福岡市早良区百道浜 2-1-22。理事長 石川敬一。研究所長 牛島和夫。

(問い合わせ先)

財団法人 九州システム情報技術研究所

第 2 研究室 藤井、高橋、橋本

総務部 菊田

TEL 092-852-3450

FAX 092-852-3465

(参考) 覚書 (MOU, Memorandum of Understanding) 要旨

この覚書は、学術的知識や経験の共有、相互の学術的交流の確立と促進への要望に基づいて、九州システム情報技術研究所 (ISIT) 第 2 研究室が大連理工大学ソフトウェア学院との間で取り交わすものである。

1. 目的 (Purpose)

- (1) 研究員、スタッフ、学生の研究交流を図ること。
- (2) 研究論文や研究資料を交換する。

2. 合意事項の実行 (Implementation of Agreement)

緊密かつ効果的な協力を推進するために、共同研究活動の方法について、適宜検討することに合意する。

3. 履行期間 (Effective Date and Termination)

双方の合意によって、更新がなされない限り、調印した日から 36 ヶ月 (3 年間) とする。

以上